京都大学インキュベーションプログラム申請確認書

本確認書では、インキュベーションプログラムへの申請にあたり、重要な事項について確認、同意をしていただきます。必ず内容を確認し、不明点がある場合は産官学連携本部出資事業支援部門に確認した上で□をチェック ( レ印 ) し、署名・捺印してください。

＜趣旨・目的＞

* 本プログラムは産学共同実用化促進事業の一環として、京都大学における研究成果の事業化を推進するためのプログラムです。
* 採択された場合は、ベンチャーキャピタル等からの資金調達を目標に、プロジェクトを実施していただきます。

＜対象＞

* 事業化推進責任者と研究開発責任者（京都大学所属の教職員）による共同で申請を行ってください。
* 事業化推進責任者として申請できる者はA.京都大学における研究成果の事業化を目指す法人の代表取締役、又はB.ベンチャー企業の設立を目指す個人であり、以下に該当するものを除きます。
  + 1. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人若しくは個人
    2. 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年の翌年以降５年間を経過しない法人若しくは個人

●事業化推進責任者が区分Ａの場合は以下を確認してください。

* 法人設立済又は新法人を設立予定であり、京都大学の研究成果を活用した事業を、当該法人において主要な事業とすることを目指している。
* 本助成金は設立済法人の活動経費としては使用することはできません。
* 本プログラムで実施する研究開発や事業化活動（申請テーマ）を対象として、申請時点でベンチャーキャピタル等から投資及び投資の決定を受けていません。
* また、本プログラムの採択を受けた場合であっても、本プログラムの開始までに、申請テーマを対象として、ベンチャーキャピタル等から投資を受けた場合は、採択を取り消します。

●事業化推進責任者が区分Ｂの場合は以下を確認してください。

* ３年以内に法人設立を目指している。
* 採択後には、京都大学の職員として、採択されたプロジェクトに従事していただくか（給与等の諸条件は、本学就業規則に基づきます。）、本学での雇用を希望されない場合は個人として参画いただきます。

＜実施にあたっての留意事項＞

* 採択後に、詳細な実施計画の作成を行っていただきます。
* 産官学連携本部より求められた場合は、随時又は定期的に、書面又は面談によりプロジェクトの進捗状況等について報告を行っていただきます。進捗状況に実施計画との著しいかい離が発生した場合には、産官学連携本部より修正計画の提出を求める場合があります。
* 助成金の不正な使用及び不正な受給があった場合、採択の取り消し、助成金の返還、産学共同促進事業及び本学における産学連携活動への参加制限等、厳正に対処します。
* 研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）への措置については、「京都大学における厚生な研究活動の推進等に関する規程」等に基づき、厳正に対処します。
* 申請者は、本学が定める利益相反行為及びインサイダー取引防止に関するルールを遵守するとともに、これらに関する本学への報告及び調査へ全面的に協力してください。
* インキュベーションプログラム小委員会に於いて、以下に該当すると判断される場合には、採択を取り消すことがあります。
  + 1. 本制度の趣旨及び申請内容から逸脱する助成金の使用がある場合
    2. 産官学連携本部の求める報告や計画修正を、正当な理由なく拒否した場合
    3. 社会情勢の変化等の事由により事業化の可能性が著しく低下した場合

※①および②の場合には、助成金の一部又は全部につき返還していただく場合があります。

上記の重要事項を確認しました。

　　年　　月　　日

【事業化推進責任者】

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

【研究開発責任者】

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所